

(3)新卒者支援の強化 (2.5億円)

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロス・ジェネレーション」をつくらないようにする。

<具体的な措置>

○新卒者の就職支援体制の強化

①「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員 2.5億円

ハローワークに就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に310名増員(618名→928名)し、未内定の新規学校卒業者等に対する担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施する。

○未就職卒業者の就職支援の強化

①新卒者体験雇用事業の創設(制度要求)

未就職卒業者を対象に1か月間の体験雇用(有期雇用)の機会を設けることにより、希望職種を選択肢を広げ、その後の正規雇用への移行を支援する。(体験雇用を受け入れた事業主に対して新卒者体験雇用奨励金(仮称)を支給(月8万円))

②「重点分野雇用創造事業(仮称)」の活用 (1,500億円の内数)

「重点分野雇用創造事業(仮称)」(後述)における未就職卒業者の雇用へ配慮する。

(4)緊急雇用創造の拡充 (1,500億円)

- ・ 成長分野を中心とした雇用創造を推進するため、先般策定した「緊急雇用創造プログラム」の拡充を図る。

<具体的な措置>

○「重点分野雇用創造事業(仮称)」の創設

介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進する。

○その他

①建設業新分野教育訓練助成金(仮称) 2百万円

中小建設事業主が、建設労働者の雇用を維持しながら、グリーン雇用等(農林、観光、介護など)建設業以外の事業に従事するために必要な教育訓練(OJTを除く。)を実施した場合、その実施経費の2/3を助成する。

また、当該教育訓練を行った期間に支払った賃金について、1人あたり日額 7,000円を上限として助成する(60日間を限度)。

②建設業離職者雇用開発助成金(仮称)(制度要求)

事業主が45歳以上60歳未満の建設業離職者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する者として雇い入れた場合に90万円(大企業50万円)を支給する。

14. 協会けんぽ国庫負担割合の引上げ

- ・ 急激な収支悪化の状況等に鑑み、下記の措置を講ずることにより、平成22年度の保険料率の上昇を約0.6%抑制する。

(1) 財政再建のための特別措置(平成24年度まで) 8,283億円(6,783億円)

- ① 被用者保険に係る後期高齢者支援金の3分の1(平成22年度は9分の2)を総報酬割とする。
- ② 国庫補助率を13%から16.4%に引き上げる。(平成22年7月実施)
- ③ 3年間で財政均衡を図ることとし、21年度末の赤字額についてはこの期間内に償還する。

(2) 健康保険組合等への支援措置 322億円(163億円)

健康保険組合等における前期高齢者納付金等の負担軽減を図るため、高齢者医療運営円滑化等事業を大幅に拡充する。

III 主要事項

第1 安心して子育てできる環境整備

次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てや出産に係る経済的負担を軽減するための対策など、総合的な少子化対策を推進する。

1 子ども手当の創設(新規)

1兆4,722億円

子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出する。(給付費1兆4,556億円、事務費166億円)

- ① 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
- ② 所得制限は設けない。
- ③ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ④ ③以外の費用については、全額を国庫が負担する。

(注1)公務員については、所属庁から支給する。(国家公務員分の給付費425億円は上記の1兆4,722億円には含まれない。その額を含めると国の給付費負担は1兆4,980億円。)

(注2)給付費総額は2兆2,554億円である。

(注3)現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

(注4)平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

○子ども手当の円滑な実施(システム経費)

子ども手当の円滑な実施を図るため、平成21年度第2次補正予算案(123億円)において、その準備のための市町村(特別区を含む)における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

2 ひとり親家庭への自立支援策の充実

2,001億円(1,754億円)

(1) 父子家庭への児童扶養手当の支給(新規) 50億円

ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。(平成22年8月施行、12月支払い。)

(参考)

手当額(月額)

児童1人の場合 全部支給 41,720円、一部支給41,710円～9,850円(所得に応じ)

児童2人以上の加算額 2人目 5,000円、3人目以降 3,000円

(2) 生活保護の母子加算の支給(詳細後述・53ページ) 183億円

(3) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 89億円(89億円)

① 自立のための就業支援等の推進 35億円(27億円)

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

② マザーズハローワーク事業等の拡充 35億円(32億円)

事業拠点の増設(148か所→163か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。また、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。

(4) 自立を促進するための経済的支援 (一部再掲・(同ページ)参照)

1,729億円(1,665億円)

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

児童扶養手当については、父子家庭にも支給を拡大する。

3 待機児童の解消に向けた保育サービスの充実等

4,155億円(3,778億円)

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

3,881億円(3,544億円)

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育など保育サービスの提供手段の拡充を図り、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供することなどにより、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進する。

○待機児童解消への取組

平成21年度第2次補正予算案(200億円)において、安心こども基金の積み増しを行い、待機児童解消のために地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、

- a. 認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)
- b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)

において、補助基準額及び補助率の引上げを行う。

(2) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

274億円(235億円)

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、クラブを利用できなかった児童の解消を図るための受け入れ児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を図る(24,153か所→24,872か所)。

4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実

415億円(447億円)

地域における子育て支援拠点や一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

また、すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業について、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、子どもの事故の防止・予防強化に取り組む。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 947億円(926億円)

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化 891億円(877億円)

①地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための支援や一時保護所の整備を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

③社会的養護体制の拡充

838億円(822億円)

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するなど社会的養護体制の拡充を図る。

(2) 配偶者からの暴力(DV)防止 56億円(49億円)

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため婦人保護施設の機能の充実を図る。

6 母子保健医療対策の充実 317億円(235億円)

(1) 不妊治療等への支援 81億円(46億円)

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 147億円(144億円)

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3) 周産期医療体制の充実・強化(後述・33ページ参照) 87億円(42億円)

7 出産の経済的負担の軽減

182億円(79億円)

安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げる措置(原則38万円→原則42万円)を継続し、妊産婦の経済的負担を軽減する。

8 仕事と家庭の両立支援

98億円(100億円)

育児・介護休業法の改正にあわせ、短時間勤務制度の定着を促進するための助成を拡充するとともに、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1/2→2/3)を引き続き実施する。また、育児休業の取得等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いが増加していることから、相談や指導などの対応の強化を図る。

さらに、「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。